

概要書

厳罰傾向の規定要因の検討

——後期近代論を参照した統合モデルの提示——

向井 智哉

本論文の目的は、犯罪者に対してより厳しい刑罰を求める個人的な態度である厳罰傾向に焦点を当て、市民の法意識の一端を明らかにすることである。

本論文は、8つの章から構成される。第1章では、欧米および日本の制度のレベルでの厳罰的な動向について簡潔に言及する。その後、既存の理論的枠組みを紹介した上で、当該の理論的枠組みおよびそれに基づく実証研究の課題を指摘する。最後に本論文の目的と意義について述べる。第2章では、本論文で用いる厳罰傾向の概念を定義し、それを測定する尺度を作成する。第3章以下では、厳罰傾向とモデルに含まれる変数の関連を個別に検討する。具体的には、第3章では犯罪不安、第4章では経済的不安および排外主義的態度、第5章ではアイデンティティの不安定性、第6章では社会的支配志向性を取り上げる。第7章ではこれらの個別の検討で得られた知見および明らかとなった課題をまとめ、それらを反映した統合モデルを提示し検証する。最後の第8章では、研究全体の考察および今後の方向性を論じる。以下では章ごとの要約を記述する。

第1章 研究の背景と目的

西欧の近代においては、収監率は低度に留まりおよび厳罰的な刑事立法は活発ではなかった。これは、西欧の刑事司法制度を大部分継承した日本においても同様であり、近年になるまで収監率は低く抑えられ、厳罰的な刑事立法もあまり行われてこなかった。しかし、西欧においては1970年以降、日本においては1990年代後半以降、収監率は上昇し、厳罰的な法改正や立法が盛んに行われるようになった。

このような動向は、社会的・学術的な関心を集め、それに刺激され多くの研究が行われてきた。厳罰傾向についての理論的枠組みの1つである Tyler & Weber (1982) は、厳罰傾向の規定要因を「象徴的な変数」と「道具的な変数」に区別している。ここで道具的な変数とは、犯罪を減少させるという関心と関わる変数（犯罪不安など）を指し、象徴的な変数とは、そのような犯罪減少という関心を越えた政治的・社会的態度に関わる変数（権威主義など）を指す。Tyler & Weber (1982) は、このような区別を導入した上で、厳罰傾向と強い関連を示すのは、道具的な変数ではなく象徴的な変数であると主張している。

しかし、第3章で詳しく見るように、道具的な変数とされる犯罪不安が厳罰傾向と関連することを示す研究は多数存在する。このことを考えれば、道具的な変数が厳罰傾向を規定するに際して全く重要でないと考え方には問題がある。そしてそうであるとすれば、この枠組みを採用する研究がしばしば想定するように「象徴的な変数か、道具的な変数か」という二者択一的な視点ではなく、それらの変数が相互にどのように関わるかという観点から厳罰傾向を検討する必要がある。

そのような観点に親和的であると思われる研究として、後期近代論に基づいて作成された Hirtenlehner, Groß, & Meinert (2016) のモデルがある。後期近代論とは、近代性の発展という観点から様々な社会現象を説明しようとする理論である。具体的には以下の通りであ

る。近代性が進展する中で、人々は生まれ落ちた身分や場所をはじめとする社会的・物質的な環境にかつてほど拘束されないようになった。しかし同時に、そのような環境が提供していた「存在論的安心」、すなわち「自己のアイデンティティの連続性にたいして、また、行為を取り囲む社会的、物質的環境の安定性にたいしていただく確信」(Giddens, 1991, 秋吉・安藤・筒井訳 2005, pp. 116-117) を以前ほどには享受できないようになった。その結果、人々がかつての社会においては環境によって提供されていたアイデンティティの安定性や経済的安定を自らの努力によって勝ち取らなければならないようになった。以上のように、後期近代論は、現代を近代性がさらに進展した後期近代と捉え、その時代をアイデンティティや経済的地位の不安定性さによって特徴づける理論である。

後期近代論は社会全体に対する一般理論であるが、厳罰化を説明するためのこの理論を用いている論者もいる。そのような論者である Young (1999 青木・伊藤・岸・村澤訳 2007) や Bauman (1998 伊藤訳 2008) は、厳罰化は単に犯罪率が上昇したことによってではなく、犯罪者が後期近代化の結果強まったアイデンティティの不安定性や経済的不安を補償する「スケープゴート」とされたことに起因すると主張している。

Hirtenlehner et al. (2016) ではこのような理論的枠組みから、オーストリアで調査データを基に Figure 1 のモデルが提示されている。Tyler & Weber (1982) の枠組みあるいはそれに基づく研究では、「道具的な変数か、象徴的な変数か」という二者択一的な想定がとられることが多かった。しかし、このモデルでは、犯罪不安という道具的な変数と、経済的不安、権威主義的態度、排外主義的態度という象徴的な変数の双方を含んだ上で、それらの変数がどのように相互に関連するかをモデル化している (Figure 1)。この点で、このモデルを検討することは従来の研究で散見された二者択一的な想定を、そのような想定を置かないモデルによって克服することにつながると考えられる。

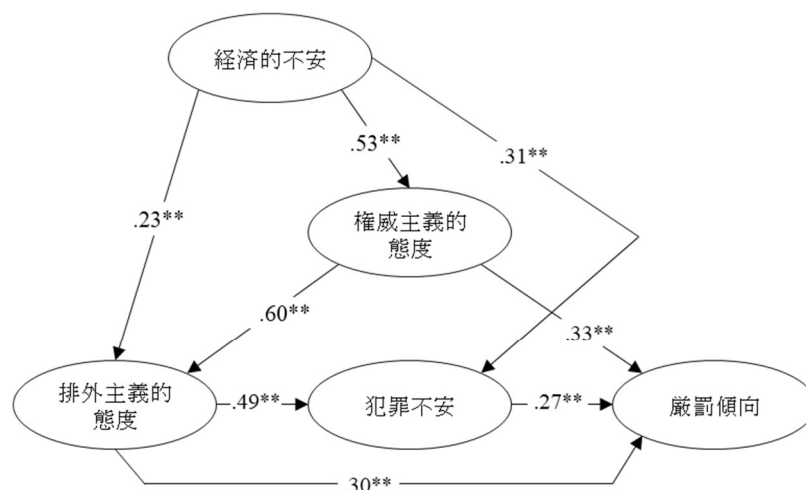


Figure 1-2 Hirtenlehner et al. (2016) における実証モデル

注) 数値は標準化偏回帰係数。 ** $p < .01$ 。

しかし、このモデルに基づき日本で検討を行うに際しては、(1) モデルに含まれる各変数が正しく測定されているか、また各変数は日本においても厳罰傾向と有意な関連を示すのか(2) 理論と適合的な変数がモデルに含まれているかが問題となる。そのため、まず(2)については以下の修正を行う。後期近代論では経済的不安と並んでアイデンティティの不安定性についても言及されていることから、アイデンティティの不安定性と経済的不安を合わせて後期近代的不安としてモデルに含める。次に、権威主義的態度は厳罰傾向と重複する概念であることから、そのような重複がなく権威主義的態度と概念的に類似した社会的支配志向性に差し替える。経済的不安から厳罰傾向に至る直接のパスは有意な関連が見られなかったことから削除されているが、本論文ではアイデンティティの不安定性を追加することから、再度このパスを設定する。以上より本論文で検討する仮説モデルはFigure 2のようになる。

また、(1)については、最終的にモデル全体を検証するに先立ち、それぞれの変数が厳罰傾向と関連するかを個別に検討する。本論文に含まれる研究間の関係性はFigure 3の通りである。

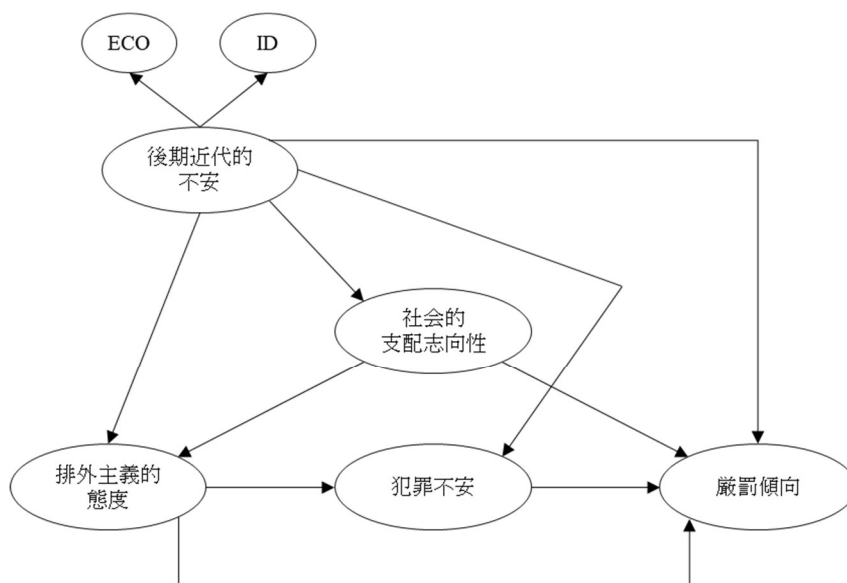


Figure 2 本論文で検討するモデル

注) ECO=経済的不安;ID=アイデンティティの不安定性。

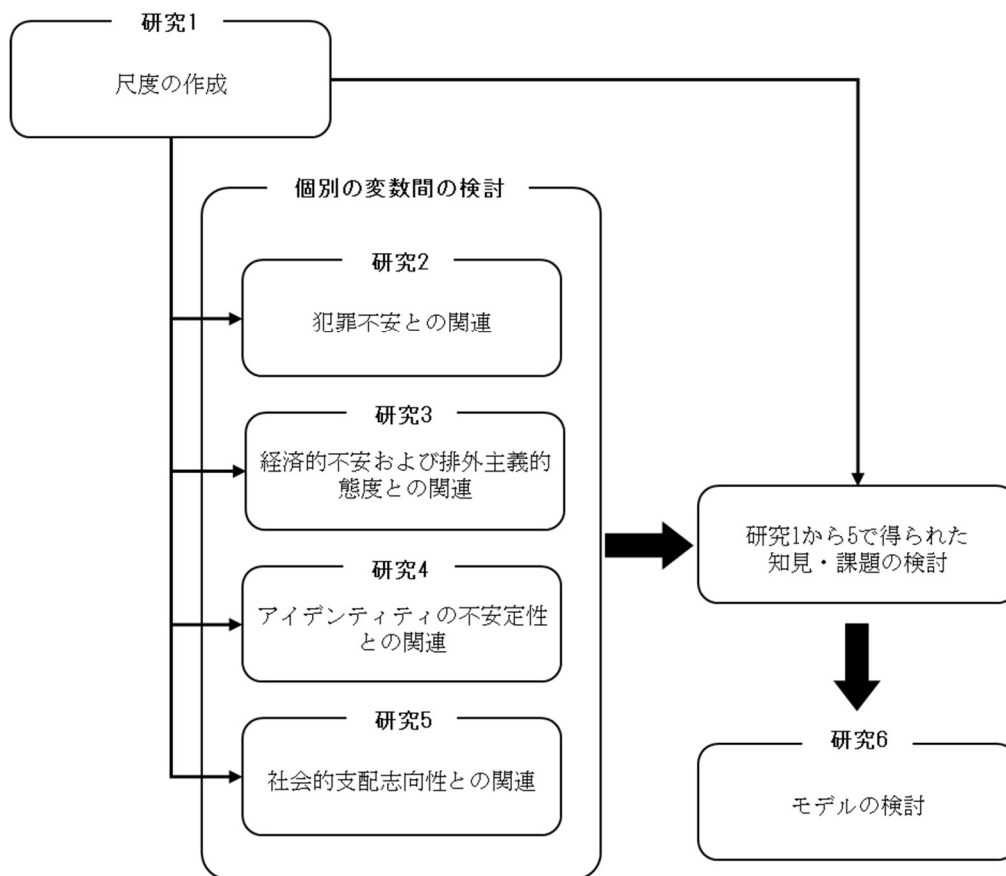


Figure 3 本論文の構成の概観

第2章 厳罰傾向の定義の検討と測定尺度の作成（研究1）

本章では、ここまで定義せずに用いてきた厳罰傾向 (punitiveness) の概念を改めて検討し、本論文で用いる定義を導出し、それを測定する尺度を作成した。

Punitiveness は、それが社会レベルか個人レベルかという軸と、一般レベルか個別レベルかという軸で区別される。社会レベルとは、刑罰システムにおいて厳罰的な立法や法改正あるいは運用がなされることを指す。個人レベルとは、そのような厳罰的な立法や法改正を支持する態度の個人差を指す。一般レベルとは、法律や政策への全般的な支持を尋ねるものを指す。個別レベルとは、具体的な犯罪者に対してどの程度の量刑を求めるかを指す。

本論文では、研究の遂行可能性や既存の研究の状況から、個人レベルにおける一般レベルの punitiveness を厳罰傾向と名付け、これを検討することとした。また、厳罰傾向に刑罰目的を含むか、犯罪者の治療を求める態度である治療傾向を含めるかという問題があるが、本論文では、刑罰目的も治療傾向を含まないものと捉えることとした。以上のことから、本論

文では厳罰傾向を「刑罰目的にかかわらず、より厳しい刑事制裁や犯罪政策を支持すること」(Maruna & King, 2009, p. 9) と定義した。

このような概念に沿って項目を作成し、探索的因子分析によって項目の選定を行った結果、犯罪者に対する取締りをより厳しい手段で行うことを支持する態度である「刑罰の厳罰化」(5項目) および「より早い段階で、より広い行為を刑罰という手段によって取締ることを支持する態度」である「刑罰の早期拡大化」(6項目) という2因子から構成される尺度が作成された。

また、確認的因子分析の結果、この尺度の適合度は良好であることが示された。さらに他尺度との関連は論理的に予想しうるものと整合していた。これらのことから、本章で作成された厳罰傾向の尺度は十分な妥当性を有するものであることが示された。

第3章 犯罪不安との関連(研究2)

犯罪不安と厳罰傾向の関連を検討した研究は多数存在するが、犯罪不安の概念については混乱があることが指摘されてきた。具体的には、犯罪不安だけでなく、犯罪への憂慮(*concern for crime*) や犯罪が増加しているという認知、自分が犯罪の被害に遭う可能性の見積もりと厳罰傾向の関連を検討する研究も多く存在し、これらの変数と犯罪不安の異同が問題になってきた。より近年の研究では、「犯罪や、犯罪に関連するシンボルに対する情緒的反応」である犯罪不安と、「ある状況下で犯罪被害に遭う主観的確率」である「被害リスク知覚を区別した上で、犯罪不安をさらに社会的なもの和个人的なものに区別することが多い。社会的な犯罪不安とは、社会全体で生じる犯罪への不安であり、個人的な犯罪不安とは、自分が犯罪にあうのではないかという犯罪への不安を指す。また、これらの社会的/個人的な犯罪不安に加えて、自分の家族や身近な人が犯罪の被害に遭うことへの不安である代理的犯罪不安も検討されることがある。

そこで本章では、犯罪不安を社会的犯罪不安、個人的犯罪不安、代理的犯罪不安に区別した上で、これらが厳罰傾向とどのように関連するかを検討することを目的とした。

検討の結果、社会的犯罪不安は厳罰傾向のうち刑罰の厳罰化と、個人的犯罪不安は刑罰の早期拡大化と関連することが示された。他方、代理的犯罪不安はどちらの因子とも有意な関連を示さなかった。

これらの結果から、犯罪不安の下位概念のうち、社会的犯罪不安および個人的犯罪不安は厳罰傾向を予測するモデルに含まれるべきであるが、代理的犯罪不安をモデルに含める意義は乏しいことが示唆された。

第4章 経済的不安および排外主義的態度との関連（研究3）

経済的不安および排外主義的態度は、上述のように日本においても大きな問題となっているが、厳罰傾向との関連を実証的に検討した研究はない。また、海外においても厳罰傾向と経済的不安および排外主義的態度の関連を検討した研究は少数にとどまっている。しかし、それらの数少ない研究では、経済的不安および排外主義的態度はともに厳罰傾向と正の関連を示すことが報告されている。また、上述の後期近代論では、経済的不安および排外主義的態度が厳罰化の引き金となったことが指摘されていた。そこで本章では、経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討することを目的とした。

分析の結果、経済的不安および排外主義的態度はともに厳罰傾向と正に関連することが示された。

第5章 アイデンティティの不安定性との関連（研究4）

上述のように後期近代化に起因するアイデンティティの不安定化は厳罰化を促進したことが論じられてきたが、そのような主張が実証的に裏付けられるのか、特に個人の水準においてアイデンティティの不安定性が厳罰傾向と関連するのかはこれまで全く検討されていない。そのため、アイデンティティの不安定性をどのように概念化するべきかから検討を始める必要があると考えた。そこで本章では、Giddens（1990 松尾・小幡訳 1993, 1991, 秋吉・安藤・筒井訳 2005）の存在論的不安に関する議論が Erikson のアイデンティティ論（1980 西平・中島訳 2011）に基づくものであることを確認した上で、Erikson の理論に基づいて作成されたアイデンティティを測定する尺度（下山, 1986）を用いることが適当であることを論じた。その上で、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向の関連を検討した。

分析の結果、アイデンティティの不安定性は厳罰傾向と正に関連することが示された。

第6章 社会的支配志向性との関連（研究5）

上述のように、本論文では Hirtenlehner et al.（2016）で用いられていた権威主義的態度に代えて社会的支配志向性をモデルに含めることとした。社会的支配志向性については、初期の研究では 1 因子構造であることが前提とされてきたが、近年の研究では集団間の支配を志向する「支配志向性」と、集団間の平等を志向する「平等志向性」の 2 因子構造からなる概念であることが示されている。これらの近年の研究に従い本論文でも社会支配志向性を 2 因子構造と捉えることが妥当であると考えられるが、社会的支配志向性の因子構造は日本では検討されていない。そこで本章では、社会的支配志向性の因子構造を検討した上で、厳罰傾向とどのような関連を示すかを検討することを目的とした。

探索的因子分析の結果、先行研究と一致して、社会的支配志向性は支配志向性と平等志向

性の2因子に弁別されることが示された。また、確認的因子分析を行ったところ、2因子解での適合度は良好であったが、1因子解での適合度は許容し得る値ではなかった。

続いて支配志向性と平等志向性が厳罰傾向とどのような関連を示すかを検討したところ、両因子は厳罰傾向と正に関連することが示された。

第7章 モデルの検討（研究6）

本章では、第2章で作成された尺度および第3章から第6章までで明らかとなった知見および課題を踏まえて、厳罰傾向を予測する統合的なモデルを提示し、その妥当性を検証することを目的とした。具体的には、(1) 厳罰傾向は刑罰の厳罰化および刑罰の早期拡大化の2因子構造で捉える必要があること、(2) 犯罪不安は社会的犯罪不安と個人的犯罪不安の2因子構造で捉える必要があること、(3) 経済的不安、排外主義的態度、アイデンティティの不安定性は厳罰傾向と関連するため、モデルに含める必要があること、(4) 排外主義的態度を測定するために第4章（研究3）で用いた尺度の信頼性係数が低かったため、差し替える必要があること (5) 社会的支配志向性は支配志向性と平等志向性の2因子構造で捉える必要があること、という知見を踏まえて改めて仮説モデルを提示した。

分析の結果 (Figure 4), モデル全体の適合度は良好であった。また、個別のパスを見ると、

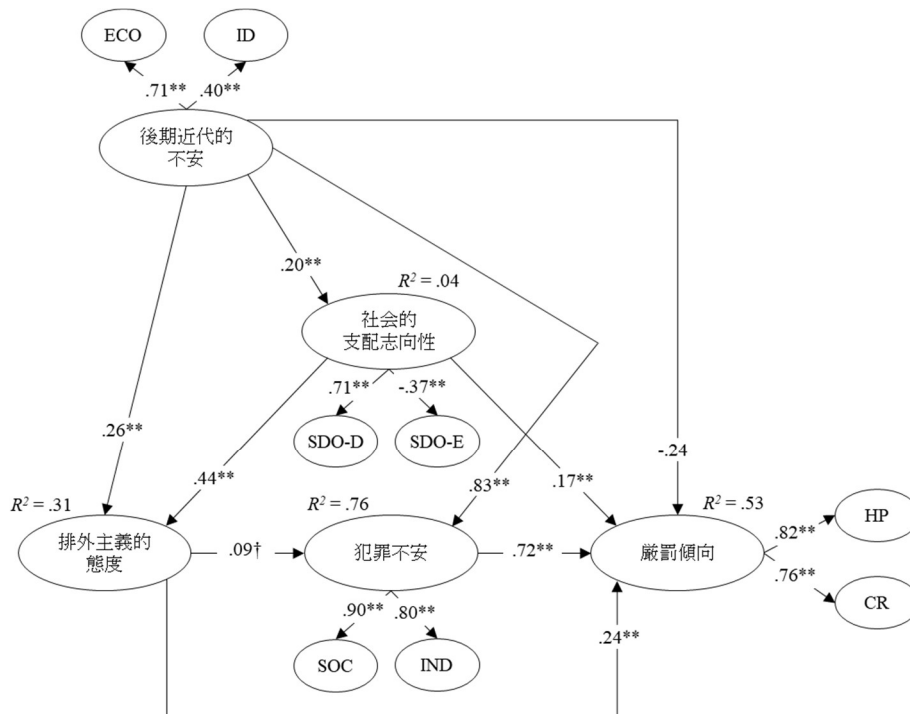


Figure 4 共分散構造分析の結果

注) ECO=経済的不安;ID=アイデンティティの不安定性;SDO-D=支配志向性;SDO-E=平等志向性;SOC=社会的犯罪不安;IND=個人的犯罪不安;HP=刑罰の厳罰化;CR=刑罰の早期拡大化。観測変数は省略。
** $p < .01$, † $p < .10$.

厳罰傾向に対しては犯罪不安、社会的支配志向性、排外主義的態度が有意な直接効果を及ぼしていた。また、経済的不安およびアイデンティティの不安定性からなる後期近代的不安の厳罰傾向に対する直接効果は有意ではなかったものの、その間接効果は有意であった。これらの結果から、本論文で提示したモデルには一定の妥当性があることが示唆された。

第8章 総括

本章では、本論文全体の結論として、以下のことを論じた。すなわち、厳罰傾向の最も重要な規定要因は犯罪不安である。しかし他方で、犯罪不安を規定する後期近代的不安や、同じく後期近代的不安によって強められる社会的支配志向性や排外主義的態度も厳罰傾向を規定する上で重要な役割を果たす。したがって、厳罰傾向を理解する上では犯罪不安のみに着目するのは不十分であり、社会的支配志向性や排外主義的態度、そして何よりもまずそれらを規定する後期近代的不安にも注意を払う必要がある。

さらに、その他の理論的な意義として以下の点を論じた。すなわち、従来の研究では、道具的な変数ではなく象徴的な変数が厳罰傾向の規定にとって重要であることが論じられてきた。それに対し本論文では、道具的な変数とされる犯罪不安も厳罰傾向と強い関連を示すこと、ならびに犯罪不安は後期近代的不安という象徴的な変数によって規定されることが示唆された。以上のように、本論文が提示したモデルは、道具的な変数と象徴的な変数の両方が厳罰傾向の規定にとって重要であることを示したことに加え、道具的な変数と象徴的な変数がどのように相互に関わり合いつつ厳罰傾向を規定するかを明らかにしたという点で意義が認められる。

最後に今後の方向性として、(1) 本モデルは個人レベルの態度である厳罰傾向を検討したものであるため、理論的枠組みとして参照した後期近代論自体の妥当性については今後さらなる検討を要すること、(2) 本モデルでは厳罰傾向と関連し得るすべての変数を含んだものではないため、今後は変数を追加することでモデルを拡張する余地があること、(3) 本モデルが個別具体的な犯罪者に対する量刑判断にも当てはまるのかを検証することが有益であることを指摘した。

引用文献

- Bauman, Z. (1998). *Work, consumerism and the new poor*. 2nd ed. Philadelphia: Open University Press. (バウマン, Z. 伊藤茂 (訳)(2008). 新しい貧困——労働・消費主義・ニューブア——青土社)
- Erikson, E. H. (1980). *Identity and life cycle*. New York: W. W. Norton and Company. (エリクソン, E. H., 西平 直・中島由恵 (訳)(2011). アイデンティティとライフサイクル 誠信書房)
- Giddens, A. (1990). *The consequences of modernity*. California: Board of Trustees of the Leland

- Stanford Junior University. (ギデنز, A. 松尾精文・小幡正敏 (訳)(1993) 近代とはいかなる時代か? 而立書房)
- Giddens, A. (1991). *Modernity and self-identity: Self and society in the late modern era*. London: Blackwell. (ギデنز, A. 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也 (訳)(2005). モダニティと自己アイデンティティ ハーベスト社)
- Hirtenlehner, H., Groß, E., & Meinert, J. (2016). Fremdenfeindlichkeit, Straflust und Furcht vor Kriminalität. *Soziale Probleme*, 27, 17–47.
- Maruna, S., & King, A. (2009). Once a criminal, always a criminal? “Redeemability” and the psychology of punitive public attitudes. *European Journal on Criminal Policy and Research*, 15, 7–24.
- 下山晴彦 (1986). 大学生の職業未決定の研究 教育心理学研究, 34, 20-30.
- Tyler, T. R., & Weber, R. (1982). Support for the death penalty: Instrumental response to crime, or symbolic attitude? *Law and Society Review*, 17, 21–44.
- Young, J. (1999). *The exclusive society: Social exclusion, crime and difference in late modernity*. London: Sage. (ヤング, J. 青木秀男・伊藤泰郎・岸 政彦・村澤真保呂 (訳)(2007). 排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異—— 洛北出版)